

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令案に係る意見募集へのご意見及びご意見に対する考え方について

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>「福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令案の概要」 P1-2 1(1) 産業復興再生計画の認定の申請</p>	<p>産業復興再生計画の認定の申請について、計画に添えて提出するものとされる「図書」の法的性質がよく分かりません。知事に義務を課するためには、何らかの法的根拠が必要であると思いますが、。解釈としては、次のようなものが考えられますが、どのように考えればよいのでしょうか？</p> <p>解釈A 図書は、計画の一部を成し、その記載事項は、法第38条第2項第3号の内容及び実施主体に関する事項に当たる。</p> <p>解釈B 図書は、計画の一部を成し、その記載事項は、法第38条第5号のそのほかの必要な事項に当たる。</p> <p>解釈C 図書は、計画の一部ではなく、この添付が法的に強制されるわけではないが、添付しなければ事実上認定を受けることが困難になる。</p> <p>解釈D 図書は、計画の一部ではないが、この添付を定める庁令は、法執行のための具体的手続を定める執行命令であり、この添付の要求は、法的な拘束力を持つ。</p>	<p>ご指摘の「図書」は、産業復興再生計画の申請書に添付する書類であり、本庁令は、法第38条第1項に基づき定めています。</p>